



家族を扶養している組合員の皆さまへ

被扶養者の要件を欠いたときは、 認定取消手続を忘れずに行ってください

アルバイト・パート収入等による収入限度額の超過や、就職等により被扶養者としての要件を欠いたときは、速やかに認定取消手続を行ってください。

認定取消日以降に医療機関を受診していた場合、共済組合が負担した医療費を返還していただきます。認定取消手続が遅れると、返還額が高額となることがありますのでご注意ください。



1 被扶養者が他の健康保険に加入していませんか？



他の健康保険に加入したときは、認定取消手続を行ってください。

パート・アルバイト、非常勤講師等であっても、健康保険に加入する場合がありますのでご注意ください。

2 被扶養者の収入が限度額以上になっていませんか？

ア 被扶養者が60歳未満の方（ただし、イに該当する方を除く）

被扶養者の収入限度額は、**年額130万円未満・月額108,334円未満**です（※）。

イ 被扶養者が60歳以上の方または60歳未満で収入の中に障害年金を有する方

被扶養者の収入限度額は、**年額180万円未満・月額150,000円未満**です。



月額収入が3か月連続して108,334円（150,000円）以上となった段階で、今後年額130万円（180万円）以上となる収入が見込まれると判断します。認定取消手続を行ってください。



上記に該当していなくても、年額収入が130万円（180万円）以上となったときには、認定取消手続を行ってください。**年額とは暦年や年度ではなく、ある月から12か月分の合計額で判断します。**



雇用されたときから月額収入限度額以上となる給料の支給が決まっている場合は、雇用されたときから認定取消となります。認定取消手続を行ってください。

（※）令和7年10月1日から、19歳以上23歳未満の被扶養者（組合員の配偶者を除く。）の収入限度額が年額150万円（月額125,000円）未満に改正されました。

本稿作成時点では詳細が未定のため、当組合のホームページ等で改めてお知らせします。

3 配偶者との収入逆転が生じていませんか？

● 夫婦共働きで子どもを扶養している方



組合員よりも配偶者の収入が多く、夫婦の年収差が配偶者の収入の1割を超えたときは、認定取消手続を行い扶養替えしてください。

4 その他の取消事由にご注意ください。



日本国内に住民票がなく、「国内居住要件」の例外（海外留学の学生、海外赴任する組合員に同行、就労以外の目的で一時的に海外渡航する方など）に該当しない場合は認定取消となります。



家族の収入が大きく変動したとき、雇用条件が変わったとき、同居していた家族が別居したときなどは、認定取消に該当することがあります。

詳細は、所属所の共済事務担当者へ
お問い合わせください。

問合せ先

給付貸付課資格担当

☎ 03-5320-6826